## 議員提出第4号議案

大阪府ギャンブル等依存症対策推進条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年10月11日

大阪府議会議長 森 和 臣 様

提出者

大阪府議会議員 徳 永 愼 市 しかた 松 男

西惠司 奴井和幸

中 井 もとき 原 田 こうじ

奥谷正実 奥田悦雄

須田 旭 西野修平

杉 本 太 平 原 田 亮

塩 川 憲 史 西 村 日加留

うらべ 走 馬 西川 訓 史

## 議員提出第4号議案

大阪府ギャンブル等依存症対策推進条例制定の件

大阪府ギャンブル等依存症対策推進条例を次のように定める。

大阪 府 条例

大阪 府ギャンブル等依存症対策推進条 例

目次

章 大阪府ギャ総則(第一年

第二章 ンブ ル 等依存症 対策推 進計 画 (第十

第三章 基本的施策 -ンブル等依存水(第十二条— -第二十二条)

第四章 大 阪 府 ギャ ル等依存症対策推進会議 (第二十三条)

則

章 総 則

目 的

第一条 貧困、 阪府におけるギャンブル等依存症対策に関し、 その家族 できる社 等を定めることにより、 を明らか って府民の健全な生活の確保を図るとともに、 こ の 会の にするとともに、  $\mathcal{O}$ 条例 日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、 自殺、 実現に寄与することを目的とする。 は、 ギヤ 犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、大 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、 ンブル等依 加えて、 ギャンブル等依存症対策の基本となる事項 存症がギャ 基本理念を定め、及び府の責務 ンブル等依存症である者等及び 府民が安心 して暮らすことの 多重債務、

(定義)

第二条 ところによる。 この条例 にお いて、 次 の各号に掲げる用語の 意義は、 当該各号に定め る

- 及びカジノに係る遊技その他の射幸行為をいう。 ギャンブル等 法律の定めるところにより行わ れ る公営競 技、 ぱ 5 W こ屋
- は社会生活に支障が生じている状態をいう。 ギャンブル 、等依存症 ギャンブル等にのめり込むことにより 日常 生活又
- $\mathcal{O}$ 発症、 関係事業者 進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者をいう。 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャ ン ブ ル 等依 存 症
- $\mathcal{O}$ ギヤ 防止をいう。 ンブル等依存症の予防等 ギャンブル等依存症 の発症、 進 行及 び 再 発
- 五. 多重債務、 ギヤ ンブル等依 貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。 存症問題 ギャンブル等依存症及びこれ に 関 連 L て 生 ず
- 六 症 一対策に 等依 民間 存症 団体 関する自発的な活動を行う自助グループ及び団体をいう。 の予防等及び回復を図るための活動その他のギャンブル等依 ギャンブル 、等依存症である者等が互いに支え合ってギ ヤ 存ブ

基本 理念)

第三条 とし て行 阪 われなければならない 府 お けるギャンブル 0 等依存症対策は 次に掲げる事項を基本 理念

ギヤ ンブル の対策を適切に講ずるとともに、 が 日 等依存症の発症、 常生活及び 社会生活を円滑に営むことができるように支援 ともに、ギャンブル等依存症であ進行及び再発の各段階に応じた防 等依存症である者等 止 及 び 及び復 す

- ため、 ヤ これらの ブ 等依 ル 貧 問 存症 題に関する施策との有機的な連携を図ること。 関 対策を講ずる 自殺 連して生ずるこれ 犯罪 に . 当 た  $\mathcal{O}$ 問 題に つて らの問題の根本的な解決 密接に関連することに鑑み、 は ヤ ブル 等依存症 に資す
- 策に関連する業務に従事する者それぞれ ギヤ 要なギャ 及び医療、 ンブル等依存症対策は、 ンブル 保健、 等依存症対策に取り組むこと。 福祉、 教育、 府が主体となって、 法務、 が連携し、 矯正その他のギャンブル等依存となって、市町村、関係事業者 及び協力することによ 症 ŋ

ア ル コー ル、 薬物等に対する依存に関する施策との 有 連

第四条 存に関する施策との有 談支援等につ 府 は、 ギヤ V \ ンブ て共通点が多いこと等に鑑み、 ル等依存症対策を講ずるに当たっ 機的 な連携を図らなけ れ ばな アル らな コー てはな いル 薬物 医療提供 等 対 体 する

府  $\mathcal{O}$ 責務)

第五条 阪府にお る業務に従事 こする。 府は、 けるギ ずする者と連携で市町村、関係専 ヤ ン ブ ル 等 は、及びの事業者、 依 存症 及び協力し、米者、府民及 対 策を総 合的 び 第三条の基本理念に 12 策定 Ļ 及 び 実施 の対 つ策 する責務 とり、 に 関 連 す 大

関 係 事業者

第六条 に配 するとともに、 慮するよう 関係事業者は、 努めの 事業活動をは、府及び市 な け れ ば な で行うに当たっ一町村が実施す 5 な V がるギャ て、 ギ ヤ ン ンブル 等依 ル 等 依存症 対 症 の策 予に 協 防 箬 力

(府 民 の責務

第七条 ル 等 ンブル等依存症対策に関連する業務に依存症の予防等に必要な注意を払うよ 府民は、 t ン ブ ル 等 依 存症 問 題 に う努め 関 す る な 関 け 心 れ と 理 ば 解 な 5 を な 深 いめ 0 1 ギ ヤ ブ

( ギ t 従事 す る者  $\mathcal{O}$ 責 務

第八 に関 7策に協 条 ば ならな 連する業務に 医療、 力し、 保健 ギ ヤ 従 ン 事 福 する者は ブ 祉 ル 等依 教育 存 府及 法務 症  $\mathcal{O}$ 予防 Ţ 市 矯 等及 町村 正そ び が  $\mathcal{O}$ 実施 回復 他  $\mathcal{O}$ でするギャ ギ に寄与するよう ヤ ン ブ ンル ブル 等依 存  $\otimes$ 依 症 なす症対策

ンブ ル等依 存症 間 題 啓 間

- 第九 大阪 ギ府 民 ギャ  $\mathcal{O}$ 間 に広 ブ (くギャ ル等依存症 ン ジ ブ 月 ル等 依 存 症 問題 12 ける 関 する 関 心 لح 理 解 を 深  $\Diamond$ るた
- 2 大阪府 す t ブ ル 等 依 存 症 問 ·題啓発月間; · 問題啓発月間 間を設 月 日日 カュ 5 同月三十 日 まで
- 3 府 なけ れ 大 ば 阪 なら 府 ギ な t いン ブ ル 依 存 症 問 題 啓 発 月 間  $\mathcal{O}$ 趣旨にふさわ 11 事業を実

 $\overline{\mathcal{O}}$ 置 等

は、 を講 ギヤ ľ なけ ン ħ ブ ル ば なら 等依存症 な 対策を実施するため 必要な財政 上  $\mathcal{O}$ 措 置そ

## 第二章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画

- 第十 第十三条第 推進に関する計画(以下この条及び第二十三条第二項第四号において「府推 画 という。)を策定しなければならない。 は、ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号) 項の規定による大阪府の実情に即したギャンブル等依存症対策
- 2 な目標及びその達成の時期を定めるものとする。 本的施策その 推進計画に定める施策については、次条から第二十二条までに規定する基 他ギャンブル等依存症対策の推進に関する施策につい て、具体 的
- 3 とも 知 事は、 インター 府推進計画を策定したときは、 ネットの利用その他適切な方法により公表しなけ計画を策定したときは、遅滞なく、これを議会に これを議 ればな 報告 す らな る
- 年法 規定による大阪府健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法 関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならな 推進計画その に規定する医療計 府推進計画 律第百九 には 号)第十四条第一項の規定による大阪府アルコール 他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対 医療法 画 健康增進法(平成十四年法律第百三号)第八条第 (昭和二十三年法律第二百五号)第三十条 健康障害 (平成二十五 V  $\mathcal{O}$ 兀 一項の 策 1対策 \_
- 5 果を遅滞なく議会に報告するとともに、 法により公表しなければならない。 知 事は、毎年、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査 インターネット · の 利 1用そ  $\mathcal{O}$ i 他適切な方 そ  $\mathcal{O}$
- 6 存症 検討 ならない 知 U を加え、 対策の効果に対する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、府推進計 に第二十二条に規定する調査の結果及び大阪府におけるギャ 事は、大阪府におけるギャンブル等依存症に関する状況 0 必要があると認めるときには、これを変更するよう努め の変化 ン を勘 ブ な ル け 画に 等依 ĺ
- 第三項及 第三章 び第四 基本的 ]項の規 施 定 は、 府推 進計 画 の変更に つ 11 て準 -用する。

(教育の振興及び地域への啓発、周知等

- 第十二条 とする。 ブル 民間団体と連携し、 ン 存症 ブル ブル 等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギ 府は、 等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、 等依 一である者等及びその家族の支援に係る専門的知識を有する者並びに等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、ギャンブル 存 症 府民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解 一問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずる 家庭、 学校、 職場、地域その他の様々な場におけるギャン を深 8 t
- に努めるとともに、 促進するための 府 府 内  $\mathcal{O}$ 研修を実施するも 高等学校 ギャンブル等依存症につ 等  $\mathcal{O}$ 教員に のとする。 対 L て、 い 文 で 部 の正しい 知指 識導 参  $\mathcal{O}$ 普 考 . と 資 料 理の 周 解 を 知
- 3 ブ 医 療機関及び民間団体と連携し、 存 症  $\mathcal{O}$ 予防 等 に 0 1 て、 府内 啓発 パ 0 高等学校等の生徒を対象 ン フ レ ツ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 公衆 ځ  $\mathcal{O}$ 閲

12 せ 関 す る さ 及 文 CK 啓 発 E 用 するも す  $\mathcal{O}$ 成するととも とする。 ンブ ル 等依 存 前項 症を含 の指導参考資 む ここころ  $\bar{\mathcal{O}}$ 料 健

等 に る 府 より 文書 は 文は 市 ギャ 町 図 村 と連 画 . 等 ブ を地域団: ル等依 存症 前 体 項 対策 に対  $\mathcal{O}$ 啓発 Ĺ の予防及 配 ンフレッ 付 び啓発に努め 又は 口  $\mathcal{O}$ 覧、 る  $\mathcal{O}$ 掲示 t 衆  $\mathcal{O}$ 等を依 とす  $\mathcal{O}$ 閲 る。 覧 頼 する さ

(オンラ ンカジ 1 よるギ ヤ ブ ル 等依 存 症 の予 発)

第十三条 する  $\mathcal{O}$ 閲覧の クを介 症 の予防 行して行 用 つて行 等に に 供 され 2 わ 11 わ れ て、 ゆるオンラ る文書又 るコンピュ 前条第三項に は イン 义 画等を活 タ カジ ーカジノをい 規定する啓発パンフレ ノ 用 イン ター 予防及び啓 う。) によ -ネット るギの 発に ット その Y 努 通 8 ン ブネ 他 る  $\mathcal{O}$ ル 公衆 等依  $\mathcal{O}$ 

( ギ の予 防等に資する事業 の実施

- 要な施策を講ずるも -四条 府は、広告及れてンブル等依存症の の方法につい て、 広告及び宣伝、 ギャンブル のとする。 等依存症の予防等が入場の管理その他の 関係 図 5 事業者 れるも が  $\mathcal{O}$ 行 となるよう必 う事 業  $\mathcal{O}$ 実
- 2 府は、関係事業者に対し、次に掲げる事項に 9 V て協力を求 8 る ŧ  $\mathcal{O}$ とす
- 射幸心をあおるような広告及び宣伝を行わない こと。
- 制 限に関する個人認証システム等の活用に向けた研究を実施すること。 ギヤ ブル等依存症である者等及びその 家族からの申告による ア ク セ ス
- 三 インターネ ット投票の購入限度額システムを導入すること。
- 3 実施 兀 関 係事業者は、 の方法に関する内容を府に報告するととも 施設及び営業所の敷地内の 広告及び宣伝、 A T 入場の管理その他の関係事業者が行う事業の M (現金自動預け払い機) に 1 ンター ネット を撤去すること。 の利用そ  $\mathcal{O}$

(医療提供 体 制 の整備)

他適切な方法により公表するも

のとする。

- 第十五条 提供 な医 な施策を講 、等を行う医療機関の整備その 療を受けることができるよう、 府は、 ずるものとする。 ギヤ ンブル等依存症である者等が 他の医療提供体制 ギャンブル等依存症に係る専門的 等 しくその の整 一備を図 状 態 る に た 応 な医 に た 療 適 の切
- の治 対象としたギャ 府 <u>:</u>療が は 可能な 市 町村及び医療機関と連携 専門 ブ ル等依存症についての医療機関との連携強化 ĺ 地域 研 を図るとともに、 修  $\mathcal{O}$ を実施 医 療機関とギ す うる も 医療機 t  $\mathcal{O}$ とす ン ブ 関 ル る  $\mathcal{O}$ 職 依 資を

(相談 支援等)

- ることに と努める 窓 П ŧ  $\mathcal{O}$ 休  $\mathcal{O}$ とする 日及 ブ び夜間の であ症 っに てつい 7 相の 談 相 談支援 支援 が 体 可 能 制 となる体  $\mathcal{O}$ 充 実 を図 制 を る 備 え
- する緊 要が ブ 急退 あ いると認 経に 依 存 めるときは、 関する支援を実施する 症 で あ る者等及 ギ び t そ ン  $\mathcal{O}$ ブ 家族 ものとする。 ル 等依 が これ 存 症である者等及 ま ک で  $\mathcal{O}$ لح 場合に 様  $\mathcal{O}$ 日 お びそ 常 て、

活を営めるよう可能な限り配慮するものとする。

3 響を防止する対策 ンブ 次の実施 ル 等依 に努めるものとする。 存症である者等の自殺対策と、 その子ども に及ぼす

(社会復帰の支援)

- $\mathcal{O}$ 援を推進するために必要な施策を講ずるともに、 住居を提供する等、 である者等及びその家族に対して、 び民間団 支援に 七条 は IJ  $\otimes$ 府 ヤ は、 給付に関する支援、 るときは、 ダクションに取り組める環境整備に努めるとともに、 ン ブ アル等依存室府は、ギャ ギャ 体 努めるものとする。  $\mathcal{O}$ ンブル 連携による継続的な支援となるよう体制を構築するものとする。 ギヤ 存症 ンブ ンブル 等依存症である者等の円滑な社会復帰のため必要があると 安定した居住 であ ル等依存症である者等 弁護士費用その他法的手続に関する支援又は一時的に る者等及びその家族に対する就労の支援その による実害を減らす政策(プログラム) の確保を最優先とするハウジングフ 行政手続に関する支援、資金の貸付け若し の円滑 当該支援が、 な社会復帰に資するよう、 ギャンブル等依存症 府、 医療機関及 であるハー の支 ス
- 3 のとする。 府 ブル等依存症 は、 ギャンブル等依存症である者等及びその家族 であ る者等 の社会復帰  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 口 復 ブ の意見を取り入れ 口 グラムを作 成するも ギ Y

(民間団体の活動に対する支援等)

- 第十八条 する。 府は、 民間 団体が行う活動を支援するため必要な施策を講ずるも  $\mathcal{O}$ لح
- 2 措置その 府は、 民間  $\mathcal{O}$ 団体 要な措置を効果  $\mathcal{O}$ 続的 な 的 活 に講ずるも の支援 が可能となるよう、 のとする。 必 要な 財 政 上  $\mathcal{O}$
- 3 間団体と協同で取り組  $\mathcal{O}$ 閲覧の 府は、 用に供される文書 ギヤ ンブル 等依 むも 存症 文は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 図画、 す 予防等に関 る。 回復 する啓発パ 口 グラム等を作成するときは ンフレ ット そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 公衆

(連携協力体制の整備)

第十九条 第十五条  $\mathcal{O}$ 整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。  $\mathcal{O}$ 府は、第十二条から前条までの 医療機関その他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制 基本的施策の効果的な実施を図るため、

(人材の確保等)

第二十条 講ず し十 存症対策に関連する業務に従事する者について、 分な 知 府は とする。 識を有する人材 医療 健、 の確保、 福祉、 養成及 教育、 法務、 び資質の ギヤ 矯正その 向上 ン  $\mathcal{O}$ ブ た ル等 他  $\otimes$  $\mathcal{O}$ ギャ 12 依存症問題に関 必 要な施 ン ブ ル 等依 策

(調査研究の推進等)

第二十  $\mathcal{O}$ 府は、 た めに必要な施策を講ずるものとする。 ギャンブル等依存症問題に関する調査研究 ギャ ブル等依存症  $\mathcal{O}$ 予防等、 診断及び治療の 推 進並 立ぶにその成の方法に関する

(実態調査)

第二十二条 によ る ため必 り公表 要な 事は なければ 査 三年ごとに、 ならな その結果をイ ギヤ ン ブル ン ター 等依 ネ 存 ツ 症 1 問  $\mathcal{O}$ 題 利 の実態 用 その を明 他 適 切な 5 カコ 方 に 法

第四章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議

第二十三条 という。) て協議するため を設置する。 大阪 府におけるギ 大阪 府 ギ P ヤ ブ ル等依 ブ ル 等依 存 存症対 症 対 策 策の 推 進 会議進 職(以下「推進会議」 煙に関する事項につい い

- 2 推進会議は、次の事項に関し、協議を行う。
- と の ギヤ ギャ 有 ンブル 機的連携に ンブル等依 等依存症 存症 関すること。 対策とア で あ る者等及 ルコー 人びその ル、 薬物等に対する依存に関する施策 家族に 対する支援に関すること。
- $\equiv$ ギヤ ンブル 等依 存症対策の 効果に 対 する評価 に関すること。
- 兀 府推進計画 「の策定、 変更そ  $\tilde{\mathcal{O}}$ 他  $\mathcal{O}$ 第 一条に 関すること。

五. その他ギャ ン ブ ル等依存症 対策の 推進 12 関すること。

- 3 者の意見を聞き、 た協議を行うことができるよう配慮さ を選任する。 推進会議は、 この場合にお 委員 ギャン 十二名 ブ いて内 等依存 て、 で組織 委員 症 であ れ  $\mathcal{O}$ L 構 な 成に 次に け る者等及びその家族 れ ば 2 掲 げる な 11 5 ては推進会議が 区分によ な 11 9  $\mathcal{O}$ 実 情 様 知 を踏まえ な関係 を踏まえ
- 一 学識経験のある者
- 二 ギャンブル等依存症である者等及びその家族
- 三 関係事業者
- 四 医療機関

五. 間 寸 体 (ただ 関係 事業者から支援を受け  $\mathcal{T}$ 11 るも  $\mathcal{O}$ を除 <

4 前三項 E 規定するも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 推 進会議に 関 L て 必 要な事 項 は 規則で定 8

附則

(施行期日)

める日 この条例 か 5 施行 は する。 公布  $\mathcal{O}$ 日 カ 5 起 算 て \_ 年 を超 え な 11 範 囲 内 に お 11 て 規 則 で 定

(検討)

2 基  $\mathcal{O}$ この条 施 づ 行状 て 所 況 例 等を勘案 要  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 定に 置 を講 しついい ずるも 検討を ては 加え、  $\mathcal{O}$ とする。 の条例 必要が の施行後三年を目途とし あ ると認めるときは そ  $\mathcal{O}$ 結 の条例 果に

## 提案理由

ギャンブル等依存症は当事者及びその家族の日常生活又は社会 生活に支障を生じさせるものである。また、多重債務、貧困、虐待、 自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせている。

このような状況を鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、大阪府としての基本理念を定め、責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、制定するもの。

なお、ギャンブル等依存症対策基本法では、都道府県に対し自主 的な取組みを尊重することとされており、本条例において能動的な 実施を求めるもの。